

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【会社名】	株式会社かわでん
【英訳名】	KAWADEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西谷 賢
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員 経営管理本部長 光藤 淳一
【本店の所在の場所】	山形県南陽市小岩沢225番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社かわでん東京本社 (東京都大田区南蒲田2-16-2 テクノポートカマタC-5階)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 西谷 賢及び最高財務責任者 光藤 淳一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産、買掛金に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

平成26年11月分の資材検収において、特定資材の不自然な大量発注を発見したため内部調査を進めた結果、当社元従業員が平成19年11月から平成26年12月までの間に特定資材を不正に発注・転売し、その代金を着服していた事実が判明しました。

これに対し、当社は、平成26年12月19日に社内調査委員会を設置し、事実関係や背景事情等の調査分析を行い、更に、より客観性・公正性・透明性を高めるため、平成27年1月16日に当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成される第三者委員会を設置し、当該不正に関する事実関係・原因究明を調査し、再発防止策の検討・提言、同種事例の有無の調査を行いました。

社内調査委員会の調査結果及び平成27年3月13日付の第三者委員会による調査報告書の指摘を受け、過去に提出いたしました有価証券報告書に記載されている財務諸表に含まれる不適切な会計処理を訂正し、平成22年3月期第1四半期から平成27年3月期第2四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出しています。

本件不正行為は当社の役職員におけるコンプライアンス及び規定・ルールに対する意識が希薄であったことと、当社の購買業務のうち発注プロセス及び検収プロセスにおける統制の整備が適切ではなく承認行為が形骸化していたこと、購買業務に対するモニタリングが不十分であったこと等から、牽制が有効に機能しなかったためです。この全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会及び第三者委員会の報告等を踏まえ、内部統制の不備を是正するため以下の再発防止策を策定しております。しかしながら、当事業年度末時点までに十分な期間を確保することができなかったことから、内部統制の不備を当事業年度末までに是正することができませんでした。

このため、翌事業年度において、再発防止策の適切な運用を通じて、財務報告に係る内部統制の不備の改善に取り組んでまいります。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、社内調査委員会及び第三者委員会の調査により特定され、すべて財務諸表に反映しております。

(直接的事項の改善措置)

- 発注業務における業務の見直し
- 検収業務における業務の見直し

(全般的事項の改善措置)

- 役員・従業員に向けたコンプライアンス意識の徹底
- 規定・マニュアル等の見直しと周知徹底
- 人事ローテーションに係る方針の策定と運用
- 人的資源の増員と強化
- 業務に即した組織の改編
- 原価管理(差異分析)の強化
- 内部監査部門の強化
- 内部通報制度の構築

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。